

巻頭言



子ども時代が短くなった

2022年4月1日から成年年齢が18歳になり、婚姻するのに父母の同意が不要になりました。「18歳は大人!」というわけですが、いろんなアンケート調査によると子どもたちの半数以上が困惑・不安を感じており、あまりうれしそうではありません。たしかに、子どもたちが「成年年齢を18歳に下げて!」と声をあげたり、運動したという話は聞いたことはないですね。今までずっと「大人はハタチから」と言われ続けてきたのに突然「18歳、今日から大人ですよ」言われても、「そうなんですか、ふ〜ん。」といった感じでしょうか。成年年齢が18歳になったからといって子どもたちに何か良いことがあるかという……何もありません。親の同意なくケータイの契約ができるとかクレジット契約ができる、親に反対されても結婚ができるので「ラッキー!」と思う人も、少しはいるかもしれませんが、大多数は経済的に自立していませんから、親のお世話になる現実は変わりません。そんなことよりもっと重要なことがあります。あまりいう人がいませんが、「18歳成年」というのは、実は、子ども時代(子どもでいられる時間)が2年間削り取られたことを意味するのです。つまり、大人や社会によって守られて成長する時間が短くなり、早く成長しなさい、と急かされるわけです。その結果、ますます自立と自己責任が強調されるとても生きづらい社会になるような気がします。近年では「思春期・青年期が延長し、大人になることが遅くなっている」というのが発達心理学の「常識」です。お肉でもお酒でも時間をかけて「熟成」するとおいしくなります。促成栽培・ハウス栽培の野菜は見た目はいいですが味は落ちます。人も同じです。「育てる」には時間がかかるのです。児童福祉法が改正されて、これまで施設入所者への支援が原則18歳、長くても22歳だった上限がなくなりました。社会としても、自立のできない人には、自己責任を追及するのではなく、時間をかけて育て直しをする覚悟が必要です。「子ども時代」を短くしたのですからその分、時間とお金を惜しんではなりません。本当は、ちゃんと育てて社会に送り出す方がいいんですけど、待てないんですね。みなさん。

子どもシェルターレラピリカ
理事長

内田 信也



「子どもシェルター全国ネットワーク会議」参加報告(その1)

スタッフより

2022年3月26日、「子どもシェルター全国ネットワーク会議」が開催されました。

例年様々な地域に集まって会議が行われていましたが、今年はコロナ禍の開催ということで、昨年度に引き続きオンラインでの開催となりました。千葉・子どもセンター帆希の皆さまにはイレギュラーな状況の中でも大変スムーズに進行していただき感謝しております。

総会では、予算・会計に関する内容や、新設シェルター支援事業、子どもシェルターの第三者評価について、一時保護の司法審査についてなどが議論・報告されました。

主催の千葉・子どもセンター帆希さんによるオンライン施設見学会では、建物の雰囲気を活かした温かみのあるデザインや入居者・スタッフの導線を考えた配置など、こだわりのつまった施設内をご紹介いただきました。ご説明を聞いて、「のんの」スタッフも改めて、「のんの」でも意図的に考えられている部屋や物の配置、日課やルールを意識しながら仕事していくことも大切だと、確認し合いました。

午後は、各分科会に分かれて議論が行われました。

コタン分科会には、コタン経験のある弁護士が参加し、コタンの支援方針や独立性について、コタン確保の方法、およびアフターケアに関する内容などが話し合われました。

また、職員分科会では、警察や病院など関係機関への情報提供のあり方、入居者に外出(引率無しでの散歩等)を許可するか否か、タブレットなどの通信機器を貸し出すか、スタッフ間での情報共有の方法…と様々なテーマで議論が行われ、各施設の取り組みも聞く事ができ、大変勉強になりました。

来年度の子どもシェルター全国ネットワーク会議は、神奈川県で開催予定です。来年度こそ、他シェルターの皆さんと顔を合わせてお話しができて嬉しいですね。





「子どもシェルター全国ネットワーク会議」参加報告(その2)

事務局長 弁護士 中島圭太郎

各都道府県に1つは子どもシェルターをの合言葉で始まった子どもシェルター全国ネットワーク会議ですが、令和4年には、合言葉の実現に向けて、新たな取り組みがいくつか始まろうとしています。

今回の全国会議では、その取り組みについて紹介され、全国会議後に実施がされたものもありますので、簡単にご報告いたします。

(1) 行政説明(令和4年4月10日)

例年、全国会議の中で、児童養護に関わる施策について、厚生労働省の担当官に解説(行政説明)をしていただいていたのですが、今年は全国会議とは別の日に行政説明がありました。

たっぷり2時間の時間をかけて、令和3年度の補正予算から令和4年までの児童養護の施策と予算状況の説明をしていただきました。子どもシェルターは、虐待に対応し、子ども本人の特性に合わせた支援を行いたいということで始まったものですが、国の施策も、社会が抱える問題点に対応したものを打ち出してくれているようです。虐待、障害、子育て支援、そして、児童養護を離れた元子どもたち(ケアリーバー)の自立支援と、私たちが問題と感じてきた分野に予算を配分する施策が立案されていることがわかりました。

既存の児童養護でも、心理療法担当職員や里親支援専門相談員、自立支援担当職員、家庭支援専門相談員という専門性の高い職員を配置することによって子どもやその家庭の支援にあたることができ、その費用が支給されるという枠組みが設けられていることがわかりました。

我々が子どもシェルターを立ち上げた9年前にはなかった仕組みが増えてきているので、しっかり勉強しなければならないと思います。

(2) 児童福祉法改正に向けた市民集会(令和4年5月21日)

現在開かれている国会で児童福祉法の改正に向けた審議が始まっています。子どもシェルター全国ネットワーク会議では、国会での審議開始に先立って、一時保護に対する司法審査を導入するという児童福祉法改正について、慎重に制度設計をし、虐待を受けた子どもが自分の意見を明らかにできるように代理人をつけるような改正を求める意見書を、国会に向けて提出しています。

そして、国会の審議に合わせて、『子どもの意見を聴くために～児童福祉法改正に寄せて 子どもシェルターの現場から』という市民集会がオンラインで開かれました。

子どもの話を聞くというのは、子どもシェルターの活動では当然のことです。子どもの声を聞くということの大切さを子どもシェルターの実情を知っていただくことで、少しでも多くの方に知っていただきたいという市民集会でした。

児童相談所の一時保護権限は非常に強力な権限です。虐待であると判断した場合に躊躇なくその権限を行使してもらえるように、子どもを中心に据えた制度設計をしてもらいたいと全国シェルターネットワークは考えています。





コタン奮闘記

弁護士 館山 純士

Aさんは、もともと親と一緒に生活をしていたのですが、親との折り合いがうまくつかず、親元から離れて一人暮らしをしたいと思い、のんのにたどり着きました。

のんののスタッフは、非常にコミュニケーション能力が高く、Aさんとしっかりとコミュニケーションを取り、和気あいあいとお話しして、打ち解けている様子が見受けられました。私は、スタッフとAさんの何気ない会話を横で聞くことができますが、スタッフが出す優しい雰囲気、言葉選びにより、Aさんも和んでいました。私は、もともと人と楽しく話すというのが苦手な部分があり、加えて、10代の女の子と話す機会もめったにないこともあり、スタッフの子どもに対する会話能力の高さにはいつも感動しております。

コタン業務は、法的観点からの分析、子ども、児相、親等との調整にとどまらず、子どもが外出する際に付き添うという業務もあります。この場合、子どもと二人きりになる時間が長時間にわたる場合があります。その際には、いつも以上に子どもとの会話能力が試されることもあります。

私は、Aさんが外出することが多かったので、Aさんと長時間にわたり二人きりになる機会が何回もありました。私は、もともと自ら積極的に話すタイプではないので、自分なりに意識してAさんとお話をするように心がけていました。ただ、Aさんが私と話す際には、かなりかしこまった感じになり、うまくお話を続けることができませんでした。いつもであれば、好きなスイーツを聞いて、それを買って行ってそこから話を広げるということもしているのですが、Aさんはあまりスイーツを食べない方で、その作戦を取ることもできませんでした。

私は、Aさんが男性と話すのが苦手ということもスタッフから聞いていたので、無理してお話をしないで、自然体で行こうと思うようになりました。もちろん移動中にお話はしますが、最初の頃に比べると

無理にお話しをしようとすることも少なくなっていきました。

そうしたところ、それがAさんに伝わってしまったのか、Aさんに対し、私が怒っているような印象を与えてしまい、不安にさせてしまいました。最終的には、スタッフの方が間を取り持っただき、怒っていたわけではないということを伝えることができ、誤解を解くことができました。それ以降は、折れかけていたメンタルを持ちなおすように意識し、積極的に話しかけるようにした結果、打ち解けることができたかなと思います。

コタン業務は、子どもを相手にする業務ですし、特にのんのに入居する子どもには様々な背景事情があるので、通常以上に気を付けて子どもと接する必要があります。話す内容に気を付けなければ、子どもを傷つけてしまうことになり、逆にそのことに慎重になりすぎると、会話も減ってしまい、打ち解けることが難しくなってしまいます。

このようなことは、従前からコタンを担当するたびに反省しておりましたが、また今回も同じようなミスをしてしまいました。コタン業務に求められるレベルの高さから、このまま自分に務まるのか、コタンは辞めてもともと担当している事務方に徹した方がいいのではないかと悩む日々ですが、もし今度また機会がありましたら、今回の反省を生かしていきたいと思います。



スタッフ通信

私が「のんの」のスタッフになって早くも一年が経とうとしています。

これまでは、乳幼児の保育や親御さんへの子育て支援の仕事に携わってきました。

「のんの」に来る子どもたちのような年齢のお子さんに関わるのは初めてで、戸惑うことも多く、対応についても正解が分からないことも多々あります。そんな未経験の私が今までやってこられたのには、大きな理由が二つあります。

その一つは、スタッフのや弁護士の方々との関わりです。

仕事に慣れていない私に、スタッフの皆さんが色々と配慮して頂いたことや、スタッフや弁護士の皆さんの子どもたちに関わる姿勢を見ることで、この職場で皆さんと一緒に仕事ができることが幸せなことだと思えたからです。

この仕事に不慣れな私には、やはり「のんの」での子どもたちへの対応は難しく、話しかける言葉ひとつにも悩まされます。そんな私に出来ることは何だろう？と考えた時に目に入ってきたのは、スタッフや弁護士の方々が、試行錯誤しながら子どもたちの為に最善を尽くす姿でした。その時に感じたのは、背伸びをする必要はなく、目の前にある今出来ることを精一杯やる

ことで、「のんの」の日常がスムーズに運べるような環境を作ることが、私の出来ることなのだと気付きました。

もう一つは、入居した子どもが「のんの」に来て良かったと言ってくれた言葉に、勇気や元気をもらえたことでした。

この仕事を始めるまでは、私が子どもたちに何かをしてあげられるのではと思っていましたが、実際に仕事を始めてみると、私が子どもたちから学ぶことの方が多かったのです。

不安そうに入居した子が、私の作った食事を食べて笑顔になってくれたり、一緒に遊んだり話したりすることで安心してもらえたり、一見すると私がしてあげていると思ってしまうがちですが、そうではなくて逆に子どもたちの為に仕事出来る私の方が、幸せな気持ちにさせてもらっていたのだと気付きました。

今は「のんの」でスタッフや弁護士の皆さんと一緒に働けること、そして子どもたちと一緒に過ごせることが自分にとっての喜びなのだと思いついたことに感謝しています。

そして、これからは少しずつ出来ることを増やして、皆さんのチカラになりたいと思います。これからもどうぞ宜しくお願いします。





入居者さんからのお手紙

これまでも入居者さんが描いてくれたイラストなどをニュースレターに掲載してきましたが、今回は、入居者さんがのんの生活について感想を書いてくれましたので、このお手紙を皆様にご紹介させていただきます。私たちにとっても、このようなお手紙をもらうことは大きな励みです。

私はInstagramでのんのを知りました。そこに写ったのんの様子は明るくて、「施設」＝「怖い所」だと思っていた私にとっては安心できるものでした。そして理事長に会って、その人柄から「ここがいい」と思いました。

実際にのんのに来てみて、まず思ったのは『料理の品数が多く、そのどれもが美味しい』ということです。今まで食に興味がなかったのですが、ここに来てからは「今日のご飯は何か」と楽しみになりました。これから自分で作

る時には品数を意識して作ろうと思います。

次に思ったのは『スタッフさんや弁護士の方々がとても良い人』だということです。真剣に私の話を聞いてくれたり、今後のことを一緒に考えてくれたり、自分でも気が付かない私の変化に気づいて声をかけてくれたり、時にはふざけあったり…。とても充実した日々を過ごせたのも皆さんのおかげだと思っています。

のんのに来て本当に良かったです。



入会・寄付のお願い

子どもシェルターの運営には子どもたちの生活費やスタッフの人件費などで年間1500万円以上の資金が必要です。しかし、行政から支給される公費だけでは不十分で、皆さまからのご寄付を必要としています。皆さまからの温かいご支援をお待ちしております。

■会員として継続的にご支援をいただける場合

レラピリカでは、私たちの活動理念に賛同して入会していただける方を募集しております。

入会を希望される方は、「入会希望」と明記のうえ、希望する会員の種別、住所、氏名、電話番号をFAXまたは郵便でレラピリカまでお知らせください。レラピリカより入会申込書をお送りします。

なお、入会された方には、レラピリカの活動報告やニュースレター、イベント案内などを継続的にお送りします。

■会員の種類

【正会員】 総会で運営方針などについてご意見をいただく会員(個人のみ)

【賛助会員】 資金面で援助していただく会員(個人、団体)

■年会費 ※会員からのお申出がない限り、毎年自動更新となります。

【正会員】 5万円(別途入会金10万円)

【賛助会員】 個人/一口5,000円、団体/一口1万円

■会員にならずご寄付のみいただける場合

匿名での寄付も承っておりますが、可能でしたら、お振込後に住所、氏名、電話番号をFAXまたは郵便でレラピリカまでお知らせください。レラピリカよりニュースレターをお送りいたします。

連絡先

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目
北海道高等学校教職員センター 5階 北海道合同法律事務所内
電話：011-272-3125 FAX：011-272-3126

寄付及び 会費等の振込先

北洋銀行札幌西支店：普通5170871
特定非営利活動法人 子どもシェルターレラピリカ 理事長 内田信也
郵便振替口座：加入者名 特定非営利活動法人 子どもシェルターレラピリカ
口座記号027109 口座番号101160

ご寄付をいただきました

ご寄付をいただいた皆様に、心より御礼を申し上げます。

ニュースレター第16号にてご紹介させていただいた以降、新たにご支援を頂戴いたしました皆様をご紹介申し上げます。

一般社団法人せいかつ支援機構様
学校法人美唄キリスト教学園様
北海道信用金庫ひまわり財団様
社会福祉法人北海道共同募金会様
一般社団法人北海道CGCみどりところの基金様
弁護士 馬杉栄一様



羽ばたくための 準備をしていきましょう

広い北の大地を
風のように
自由に駆け抜けて
欲しい

●レラピリカに込めた願い

レラピリカとは、アイヌ語で「美しい風」という意味です。
居場所のない子どもたちが、子どもシェルターで生活する間に
少しでも生きる力を蓄え、
子どもシェルターを巣立って行った後は
広い北の大地を風のように自由に駆け抜けて欲しい、
そのような願いが込められています。

声を聞かせて!

詳しい事情をお聞きして、どのような支援ができる
か検討します。
入所できるのは原則20歳未満の女子で、入所する
際は基本的な約束ごとを理解していただきます。
子どもと面談して、入所の意思を確認します。
入所が難しい場合でも、相談にのったり助言をした
りすることもできます。他の専門機関への橋渡しを
することができる場合もあります。

そして、大空へ…

次の生活の場所が見つかったら、レラピリカは卒業
です（利用期間は2週間から2か月くらいを目安と
しています）。
卒業した後も、困ったことや悩みごとがあればいつ
でも子ども担当弁護士に相談してください。

卒業後も
困ったことや
悩み事があれば
いつでも
相談できます

翼が疲れたら…

居場所のない子どもや相談を受けた大人・機関は、
レラピリカに電話してください。

電話番号
011-272-3125

ようこそ、 レラピリカへ!

利用料（食費や宿泊費など）は無料です。
ゆっくり休んで、自立に向けて羽ばたくための力を
蓄えましょう。
子ども一人ひとりに子ども担当弁護士がつき、法的
な支援や親権者などとの交渉を行います。
家庭への復帰、一人暮らし、住み込み就労、自立援助
ホームなど、次の生活の場所を一緒に探します。